

障害を有する人の「責任」と修復的司法

森久, 智江
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : 刑事政策

<https://doi.org/10.15017/14710>

出版情報 : 九大法学. 95, pp.135-151, 2007-09-26. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :

研究ノート

障害を有する人の「責任」と修復的司法

森久智江

一 はじめに

日本の刑務所における問題状況として、近時、元刑務所職員や受刑経験者によって、いわば「刑務所の内側」から指摘され始めたことがある。刑務所内での高齢者、知的障害・身体障害・精神障害を有するいわゆる「処遇困難者」とされる被収容者の増加である。このような特定の類型の被収容者が増加することにより、相対的に経理要員が不足し、刑務所内での工場運営や処遇上の困難が生じているのだという¹⁾。一般的には、刑事弁護を担当する弁護士によってすら、障害を有する人は「心神喪失もしくは心神耗弱の規定により罰せられ

ないか、罰せられるにしても刑が軽くなるので刑務所なんぞには間違っても行かない」と考えられているにもかかわらず、実際には、触法行為を犯した障害者の多くが通常の被告人と同様の手続によって裁かれている。特に、知的障害者は重度の障害を有する場合でも、通常人と変わらない受け応えが可能な場合もあり、一見したところ「障害」があることを気付かれないまま裁判が進められてしまう。そして、受刑段階になつて初めて知能指数を測定した結果、知的障害の疑いがあることが発覚する、というのである。さらに、臨機応変な対応が困難であるという知的障害の特性ゆえに、弁解や反省の弁等、「自分を守る言葉」を発することなく、事件の際の行為が表面的に構成要件に該当することから、実質よりも重い罪名によって裁かれ、結果的には厳罰を受けやすい傾向にあるともいう⁴⁾。

一方で、犯罪行為者の障害の有無にかかわらず、また、裁判において刑事責任能力が認められたか否かにかかわらず、犯罪被害者（及びその遺族）は存在する。精神障害を有する行為者による大阪・池田小学校児童殺傷事件や、発達障害（自閉症）を有する行為者による浅草・女子大生刺殺事件（レッサーパンダ事件）といったセンセーショナルな事件

のみならず、より犯罪行為の結果が軽微とみなされる事件であつても、被害者の処罰感情が非常に強い場合もある。ゆえに、他者との「コミュニケーション」が容易ではない者にとつて、「被害者感情」を理解し、「反省」したり、まして謝罪を行ったりすることが非常に困難をとまなつことは言つてもよい。それでも、被害者をも含む「社会」の中で、行為者が生きていこうとする過程において、その「障害」に向き合わずにいられることが、「社会復帰」として、最も理想的な状況ではないことも確かである。自らの受刑経験をきっかけに、触法・虞犯障害者の調査・支援活動を積極的に行っている山本謙司は、「障害者であらうと、罪を犯した場合は、その罪をきちんと償うべきだと考えている」⁽⁵⁾という。しかし同時に、その障害者自身もまた、「人生の九割以上は被害者として生きてきた人たち」であり、だからこそ「我が国の福祉の現状を知るには、被害者になつた障害者を見るよりも、受刑者に成り果ててしまった彼らに視点をあて」ることで、よりその実態に近づくことができる。それは障害者の「社会復帰」について検討する上では、彼ら自身の「被害者性」も決して無視できない重要な要素であることを示しているといえよう。

さて、このような障害を有する犯罪行為者の問題については、二〇〇七年より收容を開始するPFI方式による新たな刑事施設においても、実験的な取り組みが行われる予定である⁽⁶⁾。しかし、このような施策もまだ端緒にいたばかりであり、何より公判段階における問題には対応できるものではない。まず実際に刑務所に收容されているのは「誰」なのか、どのような経緯で刑務所へ收容されているのか、そして、刑事司法に関わつた人の「社会復帰」とはどうあるべきなのか、そういった根本的な検討なくして、適切な解決策は有り得ないのではないだろうか。

以上のような問題意識に基づき、本稿では、刑務所に現在数多く收容されている「処遇困難者」の一類型として、障害者、中でも知的障害を有する人の触法行為に対する「責任」のあり方について、修復的司法 (Restorative Justice) の観点から、若干の考察を行うことを目的とするものである。

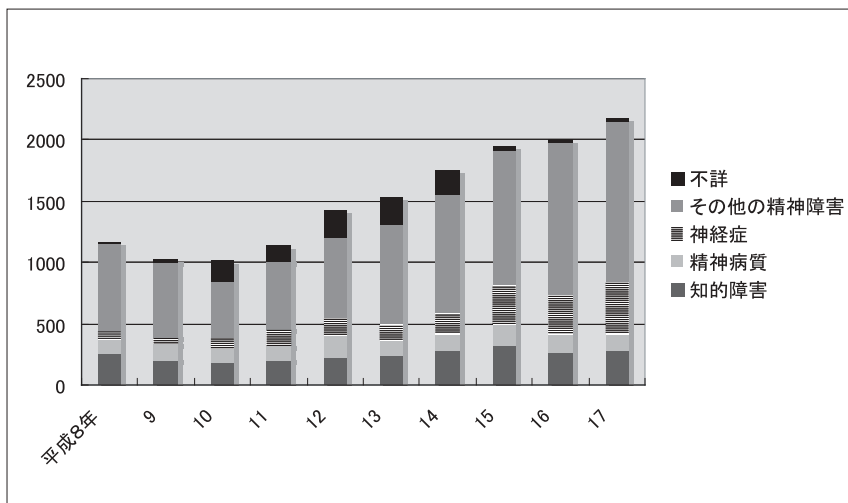


図1 新受刑者の精神診断

二 刑事司法における知的障害者の現状と課題

1 刑務所における現状

過去一〇年間の矯正統計年報によれば、新受刑者のうち、精神障害者に含まれると診断された者の数は、平成八年から平成一七年までの一〇年間に於いて、図1のように変化している。この間、新受刑者の総数が約二万二千人から約三万二千人に増加していることから、その割合はそれほど大きく変化していない、ともいえる。また、新受刑者総数に対して「知的障害」と診断された者の割合をみると、だいたい一%前後で推移している。

しかし、矯正統計年報における新受刑者の知能指数(IQ)⁹の分布を示す表から、一般的に知的障害と認定されるIQ六九以下の者を抜き出し、その割合の変化を示したのが図2である。IQ六九以下の者の新受刑者総数に対する割合は約二九%前後で、精神障害者と診断されている者の数に比して非常に高い。また、IQ五〇～五九ないし四九以下の者の数はそれほど変化がないものの、六〇～六九及びテスト不能¹⁰とされる者の割合が増加している。

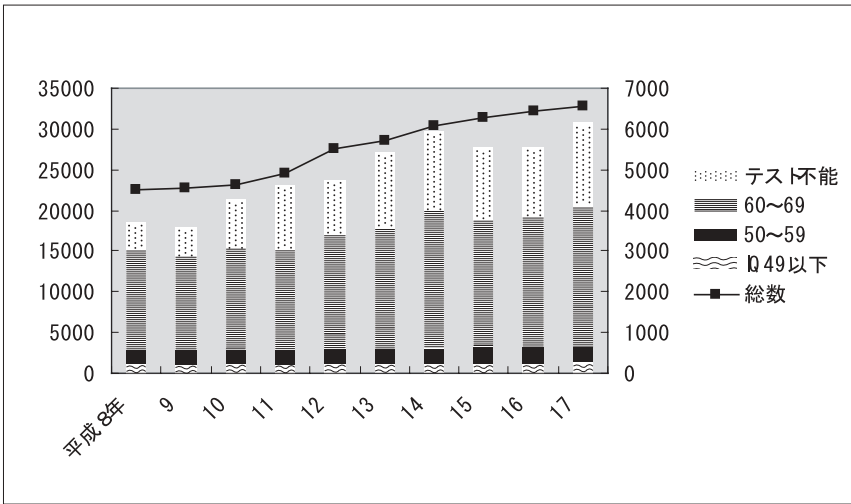


図2 新受刑者の知能指数

浜井浩一が統計的に検証を行っているように、現在の刑務所は新受刑者数の増加のみならず、「厳罰化」によって在所者の刑期が長期化している状態にある。¹¹⁾ また、帰住先が確保しにくい状況にある障害者は、その多くが仮釈放になりにくく、満期出所を迎えることとなる。その結果、保護観察中に福祉につなぐといった援助も受けられないまま、短い再犯期間で刑務所に再入してくる者の割合が高くなってしまふ。¹²⁾ 山本譲司は、日本の福祉行政における「重度障害者重視」の予算配分から、福祉施設にとって、前科を有する障害者、その中でも比較的軽度の知的障害者は、引き受けることに施設運営上のメリットもなく、ただ「厄介な存在」となっている現状を指摘する。¹³⁾

このような「治安の最後の砦」であるはずの刑務所が、「福祉の最後の砦」と化している現状には、刑務所への入口である裁判過程において、知的障害者特有の傾向から生じる問題も大きく寄与している。

2 知的障害者の特徴・特性とコミュニケーション

二〇〇六年に大阪弁護士会がまとめた『知的障害者刑事弁護マニュアル』によれば、「知的障害のある人に特徴的な行

動」と「知的障害のある人の記憶特性」は以下のようなものである。¹⁵⁾

【特徴的な行動】

理解力・表現力が乏しい

見たこと聞いたことを整理して理解、表現することが困難で、模写や反復が正しくできない。

抽象化・一般化が困難

過去の経験を踏まえて臨機応変に対処することが苦手である。

記憶が不安定

一度に複数の指示を受けるのは困難である。

見通しを立てることが困難

予測し、計画を立てて行動したり、欲求をコントロールしたりすることが困難である。

対人コミュニケーションに障害がある

難しい言葉や早口で話されることに対する緊張が強く、聞き返すことに対して恐怖感を持っている。

【記憶特性】

長期記憶

一旦「長期記憶」とされた記憶の保持・衰退の速度は障害がない人と同様だが、情報量は少ない。

短期記憶

短期記憶の容量が限定的な上に、保持時間も短い。事実の細部に関する情報の欠落がある。

イメージ的記憶

気に入っている絵や映像、楽しかったあるいは辛かった場面等、自己の感情を伴う記憶は残りやすい。

意味的記憶

法律や法則・公式、日時を覚える場合等、自己に關係しない客觀的事實に関する記憶は残りにくい。

以上のような特徴や特性から、本人にとって極めて重大な事件が起こった場合であっても、それが起こった日時を覚えていない、ということが起こり得るため、「知的障害のある人の供述の信用性を吟味するには、供述内容の核心部分に一貫性が見られるかどうか、供述が感情や情緒に結びついたものであるかどうかで判断すべき」という。

障害の有無に関わらず、刑事司法の各場面、特に訴訟の場において、被告人との双方向のコミュニケーションを成立させることの重要性に変わりはないであろう。「コミュニケーション障害」は、「社会性の障害」である自閉症の最も顕著な特徴だといわれるが、⁽¹⁶⁾ 基本的には、知的障害も含め、それぞれの障害特有の思考法や行動特徴に配慮することが、本人の意思を無視した一方的なコミュニケーションとなることを極力避け、双方向性のコミュニケーションの成立へとつながる。

障害者福祉の世界においては、当事者主体や自己決定といった理念や実践が、主に身体障害者を中心にして進められてきた。その結果、知的障害者の主体性や自己決定のあり方については、身体障害者とまったく同一に語るのは困難であるため、権利原則的に知的障害者の権利を主張するのみならず、代理人を立てることや、支援者による「自己決定支援」(advocacy)の重要性が説かれる。しかし、その「支援」が「本人が自分で決めた方がいいということ」を、他人が決めて教えてあげる」という「究極のパターナリズム」に陥らないためには、当事者の主体性や自己決定が、障害者とその人に関わる人の「関係のこと」でなければならないという。⁽¹⁷⁾ つま

り「双方向性のコミュニケーション」の結果として成立するものでなければならないということであろう。

このようなコミュニケーションの重要性は、実際の事例からうかがい知ることができる。

3 事例にみる刑事司法における知的障害者

知的障害者が行為者となった場合の問題点について、特にコミュニケーションに関わる問題を中心に、具体的な事例を挙げながらまとめてみたい。

(1) 自白(供述)の任意性・信用性

知的障害者が関わる裁判において、最も以前から取り沙汰されてきた問題である。知的障害者が被告人となった場合のみならず、証人(甲山事件など)となった事件、被害者(水戸事件など)となった事件においても、その問題性が指摘されてきた。しかし、現在でも捜査機関の中には知的障害者の取調べは「赤子の腕をひねるようなもの」だという認識があるという。

【ケース1¹⁹⁾】

知的障害者のDさん（男性・五六歳・IQ四〇程度）は、警察の見込み捜査により、自らが通う知的障害者施設を含め、近隣で起こっていた連続放火事件の参考人として警察に任意同行させられた。しかし、その後も放火事件が続いたにも関わらず、Dさんは本件放火のみで自白をとられ、起訴された。裁判過程においては、供述調書の中に知的障害者のDさんが話すにはあまりに曖昧なやり取りがあることと、Dさんが警察の取調べにおいて書いたという「自白メモ」と同じ文面を法廷でDさんに書いてもらったところ、書けない文字があったことが明らかになった。しかし、Dさんの自白が参考人段階での聴取で得られていること、供述のうち、放火に関する内容が一貫していること、弁護人が要求により取調時に録取されたテープの存在によって、自白の任意性・信用性を争った弁護側の主張は斥けられた。

前述のような特性や特徴から、知的障害者は取調官や裁判官から「強い口調で尋問されたり、否定的な聞き方をされる」と、「迎合しやすく、誘導に乗りやす」くなってしまう傾向がある²⁰⁾。それは、これまでの生活の中で知的障害者が身につ

けた、刑事司法という場に対する知的障害者なりのある種の「適応」ないし「順応」行動ともいえる。副島洋明は、法廷でDさんが「ここがどういう場所なのか」全くわかっておらず、「じっと身を固く」して、「ペルトコンペアーの如き裁判という手続きにのせられ、機械的に裁かれて」いく、と表現している。「被告人である当事者は何もわかっていない、そして当事者にわからせようとしてもしない刑事裁判とは何なんだ²¹⁾」という言葉には、そもそもコミュニケーションをとるべき「当事者」として、知的障害者が法廷の場で認識されていないのではないか、という疑念を抱かざるを得ない。それは、後述する行為者としての「行為の客観化」の過程を奪われていることにもつながる。

このような知的障害者の特性について、司法関係者（警察・弁護士・裁判所・検察等）理解を深めること、そして被害者や証人等、司法にかかわる人々に対して丁寧な説明を行うこととなしに、知的障害者が法廷から疎外されている現状は改善され得ないと思われる。今後、裁判員制度が開始され、より国民や被害者に対してわかりやすい司法を目指すのであれば、まず被告人にとってわかりやすい司法であるべきであろう。

副島洋明による「知的障害者人権センター」構想²²⁾は、知的

障害者にかかわる「個別的な事件への取り組み」を超えた問題解決へのアプローチとして、「社会的事件化」を行うためのセンターを設立する、というものである。特に求められる活動として、知的障害者の人権擁護に向け、法律と言論を武器とした社会的事件と社会的運動をになう、知的障害者に対する企業・学校等における虐待事件に積極的に対応して、その被害救済と責任追及の権利擁護活動、知的障害者が犯罪の容疑を受け、警察に取調べられ、逮捕された時に、直ちに当事者のもたかけつけるような「知的障害者専門・被疑者弁護士制度」と「コミュニケーション支援者制度」をめざした活動が急務だという。このようなセンターが中心となつて、これまで個別に取り組まれてきた事件について、経験的データの集積・分析を行うことで、よりスムーズな知的障害者とのコミュニケーションも可能になるかもしれない。

また、アメリカにおいては、刑事司法の各段階において、知的障害者に専門的に対応する専門官が存在しているという。⁽²³⁾このような取組についても今後調査・検討を進める必要がある。

(2) 社会復帰後の環境整備の重要性

前述のように、知的障害者の刑務所への再入率が高いことから、出所時の福祉との連携が重要であること、また同時に、その弁護士活動においても、情状弁護として、事件の遠因となり得る環境の不備を整えることが重要だとされる。⁽²⁴⁾

【ケース2】⁽²⁵⁾

Fさん(男性・七四歳・IQ六六・精神遅滞あり)は、本件放火で起訴されるまでに過去一〇回の服役経験があった。実刑判決を受けた罪名はすべて「放火罪」であるが、ほとんどが刑務所に戻りたいがために行つた放火であり、特に五〇歳以後は火を点けると同時に自首している。収監先には一般の刑務所のみならず、医療刑務所も含まれていた。障害者手帳を有したことは一度もなく、一二歳で教護院に入って以降、少年院、刑務所と成人後は約五〇年間収監されていたことになる。本件事件前、生活保護の申請を行うために区役所に出向いたものの、住所がないことなどを理由に職員に追い返されていた。

矯正と保護の連携、及び保護と福祉の連携については、

二〇〇〇年に出された矯正保護審議会による提言「二世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」⁽²⁶⁾以来、昨年公表された「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書⁽²⁷⁾でも強調された点であり、それはいまだ大きな課題として残っているといえよう。一方、昨年度より三年間の予定で、厚生労働省の研究班が発足し、「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」を行っている⁽²⁸⁾。その中の分担研究では「虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題」、また「触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題」といった研究も行われている。触法等の障害者の地域における受け入れのために、実践的なモデル事業を展開していく予定であり、今後の研究成果が待たれる。

(三) 被害者とのかわり

刑事司法において、知的障害者は自らを守る言葉をほとんど持てない。まして、他者に対する配慮、つまり被害者に対する謝罪・反省の言葉を心から口にするためには、自らの行為の意味を正確に理解し、その上で、その内面を表出させるというプロセスを踏む必要がある。また、被害者にとって、

知的障害者が一体どういう存在であるのか、その意識によって法廷における行為者の言葉や、そもその行為の意味の捉え方すら変わる可能性もある。

【ケース3】⁽²⁹⁾

Aさん（男性・二七歳・IQ三五程度・ダウン症）は作業所へ向かう通勤電車で被害者のMさん（二三歳）に「痴漢だ」と言われ、駅長室へ連れて行かれた。その際、駅員が何気なく言った「またか」という言葉を聞いて、被害者は「障害者やからって許されへん」と言っている。駅員は、沿線に作業所があることから、障害者が駅構内で騒ぐことが日常茶飯事だったため、その意味で「またか」と言ったのであり、Aさんが痴漢の常習である、という意図ではなかった。しかし、被害者はそう誤解したらしく、警察が到着するまでの間、駅長室で「こんなやつを野放しにしとくから、安心して街も歩かれへんやないの。刑務所でも病院でも閉じ込めて一生出られへんようにしてちょうだい」と駅員たちを怒鳴りつけたという。その後、Aさんは警察で取調を受けて帰宅したが、Aさん宅にMさんの彼氏から慰謝料を請求する電話があり、さらに弁護士を通して五〇万

円を請求する内容証明郵便が届いた。

Aさんは身の回りのことは自分でできるが、表現能力に問題があるがゆえに重度の障害認定をうけている。それにもかかわらず、供述調書の内容が自分の意思や願望を具体的に述べたものになっていたことから、その信用性が疑われた。実は警察も立件には消極的だったが、被害者が被害届を出すという強い意思を示したため、送検され、結果的には被害者の供述に沿う形で事実が認定され起訴猶予となった。また後日、民事訴訟においては、被害者はAさんに痴漢の故意がなかったことを認め、Aさんの父親は、過失とはいえ、監督者としての責任を認めて慰謝料五万円を支払い、和解に至った。

被害者がAさんに抱いていたのは、おそらく「障害を隠れ蓑にして、何度も触法行為を繰り返す『悪人』」のようなイメージだったと推測される。Aさん自身は何ら弁解を述べることがなく(述べるのが出来ず)、警察や駅員に「寛大な対応」を求めてただめられるだけで、被害者の感情が余計に逆なでされるのも無理のないことと思われる。「行為者に障害があるから」ということ、それだけを理由に、被害者に

「赦す」ことを求めるのは、被害者と行為者間のコミュニケーションを却って阻害してしまう。その行為者の特性ゆえに、その行為がどういう意味を持つのかを説明されるべきであろう。被害者がそれを知ることによって行為そのものに対する責任が減殺されるためではなく、行為者自身がその行為の意味をどう客観化し、認識していくのかを理解する手がかりとして、また、被害者にとってもその行為の意味を客観化するためのプロセスとして、必要なことなのではないだろうか。

三 障害を有する人の「責任」のあり方

刑事司法において、「責任」とは行為責任である。つまり、刑事責任とは、法益侵害結果を惹起した行為に関しての非難である。また、その場合の責任能力とは非難の前提とされ、具体的にはその実行行為時に行為の是非を弁別する能力、及び弁別に従って行為を制御する能力が要請されることが判例、学説において確認されている。そして、そのような責任(非難)に基づいて、行為者は刑罰を科されることとなる。

先に述べたような障害を有する犯罪行為者は、現行刑事司

法において、時に限定的にであつてもそのような責任を認められ、刑罰を受けるに至つてゐる。しかし、障害を有する犯罪行為者に対して刑罰を科すにあたり、処遇の段階も含めた現状に照らして、通説的な刑事責任能力判断及び刑事責任の確定のみで果たして足りるのであるうか。現状においては、彼らがどういふ訴訟手続にのせられてきたのか、またそもそもどうしてそのような犯罪行為に至つたのかということにつ

いて充分に検討・考慮されることがないまま、彼らはただ法律的に刑罰を科されるのみである。刑事責任能力判断がなされることにより、訴訟遂行能力や処遇に耐え得る能力の存在が自動的に認められるといふのは飛躍であらう。純化された自由刑においては、刑罰の本身は自由の剥奪のみに限定されるが、それは行為者の自発的意思に基づく処遇を否定するものではなく、むしろ社会復帰に向けた処遇を受ける上で、それが自発的意思に基づくことの重要性を認めるからこそ、刑罰の本身そのものは、自由の剥奪そのみに純化されなければならない。そのような自発的意思に基づいて、自らの行為の意味、刑罰の意味を理解し、行為者本人のニーズに応じた社会的援助を受けながら、自立的に社会復帰を企図するといったプロセスを経ることにより、行為者と責任とをつなぐ関係

性が「解消」可能なものとしての、新たな「責任」の概念が構築されるべきなのではないだろうか。そもそも刑罰を経てもなお決して「責任関係の解消」をなし得ない責任を想定することが、社会復帰理念との関係で、処遇と責任との関係より断絶的なものにしてゐるとも考えられるのである。

1 行為者処遇の目的

日本では、刑務所における矯正処遇、社会内における保護処遇はいずれもその目的として、「社会復帰」を掲げてきた。二〇〇六年に成立した刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下、受刑者処遇法）においても、その第三〇条で「受刑者処遇の原則」として「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」と定め、刑務所内で行われる処遇は、被收容者の社会復帰のために、本人の「自覚に訴え」る自律的更生に向けた処遇であることを明記している。

ところが、二〇〇七年第一六六回国会において成立した更生保護法は、その目的規定である第一条において、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内にお

いて適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする」と定め、保護対象者の「自立」を「助ける」とことと並列して「再犯防止」という目的を置いている。これは、旧法（犯罪者予防更生法）の目的規定が「改善及び更生を助ける」ことにより「社会を保護」するとしていたことで、実務的には「有権的ケースワーク」を主軸とした自律的な「改善更生」の援助が追求されてきたところ、その基本姿勢を変更し、「再犯防止」という目的がより前面に押し出された規定になっているのである。言い換えれば、「再犯防止」が達成されるのであれば、自律的でなく、他律的な「改善更生」をも受容する、ということになりかねない。つまり、処遇の目的において、社会内と施設内の基本的立場が矛盾しているといえよう。それは被收容者ないしは対象者の「社会復帰」をどう捉えるのか、という問題にも繋がる。

服部朗は「社会復帰理念の再検討」⁽³⁰⁾において、「治療主義に対する反省は、社会復帰を達成する手段に対する反省では

あつても、社会復帰という問題の重要性をも同時に否定するものではない」と述べた上で、カウフマンの「責任」と「社会復帰」に関する考えについて検討している。カウフマンが「社会復帰」の本質的な意味は「社会復帰させられることは全く不可能であり、ただ行為者自身だけがそれをなし得る」という理解に基づき、治療主義に反省を促していることから、「治療主義の不成功」は「受刑者に対する他律的な働きかけを重視し、受刑者自身による主体的な社会復帰の努力を奨励して来なかつた点に、その根本的な原因があつた、との理解も可能であると思われる」と指摘している。

処遇の目的としての「社会復帰」は、その内容として「自律的更生」を企図しなければ、半永久的に監視を緩めることができないだろう。監視下にあることで対象者の再犯を他律的に抑止するという「他律的更生」は、厳罰を科すことや対象者を危険視することで、「責任の自覚」を促すどころか、行為者に社会化と贖罪の機会を失わせるものであるといえる。

浅草・女子大生刺殺事件（レッサーパンダ事件）の際、副島洋明弁護士は冒頭陳述において「私たち弁護士は、この裁判の場がその反省と責任を被告人に自覚させ、感銘させる教育的更生の場であるべきだと考えている。この裁判の審理に

においては、被告人自身、自らの行為についての自己反省の「裁き」の場となるよう、強く要請したい」と述べている²³。刑事裁判が「教育」の場として適しているか否かは、少年法における逆送時刑事裁判の教育効果に関する議論に照らせば、いささか疑問を差し挟まざるを得ないが、少なくとも、被告人が「今ここで何が行われているのか」、「自分はどう思っているのか」わかる裁判であることが、自律的更生としての社会復帰に矛盾しないことは明らかであろう。

2 修復的司法における「応答的責任」

修復的司法における責任 (Responsibility) については、従来の刑事司法における責任が、過去の行為に対する責任である「回顧的責任」から区別して、「応答的責任」と称される。この「応答的責任」は、従来の刑事責任に加えて課されるものではなく、むしろ従来の刑事責任の概念に変容を迫るものであると考えられる。修復的司法、特に純粋モデルにおいては、当事者のニーズ、自発性・任意性が重視される。刑事司法において、刑罰そのものが強制的かつ他律的であることとは否定し得ないが、刑罰の執行段階における処遇が、自発的意思に基づいて、自らの行為の意味、刑罰の意味を理解し、

行為者本人のニーズに応じた社会的援助を受けながら、自立的に社会復帰を企図するといったプロセスたり得るためには、公判において確定される「責任関係」が「解消可能な責任」たることを要するのではないだろうか。

このような理解に立った場合、「責任能力」という概念は、従来、刑事司法において認識されてきた責任能力とはやや異なる意味を持ち得る。つまり、「自らが行った行為について、社会ないし被害者に対して応答する能力」とであると定義できるのではないが、それは、必ずしも行為時の能力のみを指すものではなく、(犯罪行為後に)事後的に、行為者が身につけ得る能力、つまり、行為後の事情によって変化し得る「変数」である。このような「変数」は、従来の刑事司法においても全く考慮されていない訳ではない。たとえば、起訴段階における起訴猶予、裁判段階における情状酌量減刑、執行猶予、矯正から保護への接続段階における仮釈放審査基準などにその「変数」の考慮をみることができる。この点からすれば、従来の刑事司法においても「回顧的責任(応答的責任)」を果たすこと、換言すれば「行為責任に基づく刑罰を受ける」ということよってのみ、責任が果たされ、社会復帰が可能になると認識されていたのではない。「応答する能力を身に

付ける」ということが考慮され、そのための社会的援助を提供することこそが行為者の社会復帰を促し、「自律的更生」に繋がると考えられた故なのではないだろうか。

加害者と被害者の対面といった「修復的司法」的な手法に限定した場合であっても、「応答する能力」は具体的に考慮されなければならないだろう。そのような「手法」が効果を待つ前提として、被害者側のニーズということとはしばしば指摘される。それは当然無視されてはならない重要なひとつの要素であるが、一方で、浜井浩一は「加害者側に戻るべき家族や仕事といった生活基盤がある場合」⁽³³⁾でなければ、「加害者と被害者が話し合いをもち、加害者が被害者の受けた被害を十分に認識し、反省し、被害回復のための努力を誓うこと」によって、加害者の再犯を防止しつつ、被害回復を図ることが可能」になるのは困難であると指摘する。

冒頭にも述べた通り、知的障害を有する行為者が、そのような「手法」を用いて被害者と対面するのはもちろん、謝罪の手紙を書いたり、賠償したりといった「反省」を表面化させるためには、いくつものコミュニケーション上の困難がともなう。もともとそれは最終的な段階であって、まずは行為そのものを客観化して捉えなおす、佐藤幹夫の言葉を借りられ

ば「内なる私」の視点、「他者へのまなざし」を獲得するために⁽³⁴⁾、行為者本人のニーズに応じた双方向性のコミュニケーション⁽³⁵⁾たる支援を受けられるということが重要である。

四 結語

障害を有する行為者の「責任」のあり方は、修復的司法の観点からすれば、公判段階における行為責任判断に関する問題に止まるものではなく、行為に対する「責任」を行為者自身、社会、被害者に対して果たすこと、「応答する能力」を身につけること、そのための社会的援助を受けられることの重要性をも包含するものである。

本稿では、障害を有する人の中でも知的障害を有する行為者の「責任」に焦点を絞り、若干の序論的考察を行った。今後、知的障害者や精神障害者といった人が刑事司法に関わる上で、本稿で述べたような新たな「責任」、「責任関係」を充分に考慮することが可能であるのか、また、現行制度において可能ではないとすれば、より理想的な手続のオルタナティブ⁽³⁶⁾についての検討を要する。また、行為者の類型に関わらず、

犯罪行為に対する「責任」とは何か、また「社会復帰」と「責任」のあり方について、検討を行うことを射程に入れたら、研究を進めることとしたい。

註

- (1) 浜井浩一「刑務所の風景 社会を見つめる刑務所モノグラフ」(日本評論社・二〇〇六)一〇頁。浜井は、「受刑者を拒否できないことはもちろん、どのような受刑者であっても正式に釈放の日を迎えるか、または死亡するまで面倒を見続けるしかない」刑務所が、今や「治安の最後の砦」ではなく、「福祉の最後の砦」としての機能を果たしていることを指摘する。
- (2) 辻川圭乃「実録刑事弁護 障害のある人を守る司法制度を作るために」(Sプランニング、二〇〇六)三頁。
- (3) 辻川・前掲註(2)、一四六頁。
- (4) 辻川・前掲註(2)、一〇一頁。
- (5) 山本讓司「累犯障害者 獄の中の不条理」(新潮社・二〇〇六)二二三頁以下。
- (6) PFI方式による刑務所において、従来の刑務所における処遇とは異なる民間の処遇技法の活用がなされようとしている点は注目に値する。二〇〇八年開設予定の「島根あさひ社会復帰促進センター」では、障害者・高齢者といった受刑者の特性に応じて各種処遇プログラムを用意した「特化ユニット」を設け、所要の民間専門スタッフを置くことが予定されている。もっとも、島根あさひの場合もA級受刑者を対象としているため、再入者は含まれないものとも解される。法務省矯正局「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 運営業務要求水準書」(二〇〇六年五月一日)(<http://www.moj.go.jp/KYOUSSEI/MINE/pfi59.pdf> 二〇〇七年七月三三頁現在)。
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神障害者福祉法)における定義に従い、ここでいう「精神障害者」とは、「統合失調症、中毒性精神病、知的障害、精神病質及びその他の精神疾患を有する者」をいい、「精神保健鑑定医の診断により医療及び保護の対象となる者」をいう。
- (8) 矯正統計年報における知能指数は、矯正協会作成の心理測定検査(CAPAS)によるIQ相当値である。
- (9) 障害者手帳交付にあたっての、知能指数に基づく知的障害の判定基準は、法律には定めがないため、自治体によって若干異なっているものの、おおむね以下のように分類される。軽度が五〜七五、中度が三六〜五〇、重度が二〜三五、最重度が一〇以下である。
- (10) 「テスト不能」とされた者の中には、「知能検査未了の者及び知能が低く検査不能の者」が含まれている。
- (11) 浜井浩一・芹沢一也「犯罪不安社会 誰もが「不審者」」(光文社・二〇〇六)二〇五頁以下。
- (12) 平成一七年度矯正統計年報における「出所受刑者の出所事由、入所度数及び出所時の保護別 帰宅先」によれ

- ば、帰住先が「社会福祉施設」となっているのは一九名で総数三万人のうちごくわずかであり、家族関係が切れている障害者は、帰住先を確保することが難しいことが窺える。
- (13) 障害を有する者に限定されないが、平成一七年度矯正統計年報における「再入受刑者の前掲出所事由別 再犯期間」によれば、仮釈放申請のなされなかつた満期釈放者は、仮釈放者に比べて、出所後六ヶ月以内に再犯に至る割合が非常に高い。
- (14) 山本・前掲註(5)、二二六頁以下。
- (15) 大阪弁護士会編『知的障害者刑事弁護マニュアル 障害者の特性を理解した弁護活動のために』(Sプランニング・二〇〇六)一四一―一八頁。
- (16) 湯汲英史「なぜ伝わらないのか、どうしたら伝わるのか「双方向性」のコミュニケーションを求めて」(大揚社・二〇〇三)四三頁。
- (17) 旭洋一郎・吉本充賜編『障害者福祉論 基本と事例』(学文社・二〇〇七)一四四―一五四頁。
- (18) 湯汲・前掲註(16)、一九頁。
- (19) 副島洋明『知的障害者 奪われた人権 虐待・差別の事件と弁護』(明石書店・二〇〇〇)一四九頁以下。
- (20) 大阪弁護士会・前掲註(15)、一四頁。
- (21) 副島・前掲註(19)、一五―一五三頁。
- (22) 副島・前掲註(19)、二五―二六三頁。
- (23) 野沢和弘・大石剛一郎・堀江まゆみ『シカゴの夜から六本木の朝まで』(Sプランニング・二〇〇六)三八頁。
- (24) 大阪弁護士会・前掲註(15)、四〇頁。
- (25) 山本・前掲註(5)、八―一〇頁。
- (26) 矯正保護審議会提言「二世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」(二〇〇〇年一月二八日)(<http://www.moj.go.jp/SHINGI/001128-3-1.htm#3-7> 二〇〇七年七月一三日現在)
- (27) 「更生保護のあり方を考える有識者会議 報告書」(二〇〇六年六月二七日)(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/KOUSEIHOGO/houkokudo2.pdf> 二〇〇七年七月一三日現在))
- (28) 厚生労働科学研究「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」平成一八年度 総括・分担研究報告書(主任研究者 田島良昭)(二〇〇七年四月)(<http://www.airinkai.or.jp/ken-gs/index.html> 二〇〇七年七月一三日現在)。なお、同研究には山本讓司氏も研究分担者として参加されている。司法の問題のみならず、「触法障害者に対して及び腰である」と指摘する福祉の問題も視野に入れた研究に期待したい。某刑務所の参観に伺った際、所長がおっしゃっていた「罪を犯さなければ福祉に繋がれない社会というのは、やはりどこかおかしいのではないだろうか」という言葉は重い。
- (29) 辻川・前掲註(2)、一一五―一五一頁。
- (30) 服部朗「社会復帰理念の再検討 ― 贖罪の現代的意義と脱ラベリングの可能性をめぐって ―」早稲田法学会

誌三三卷（一九八二）二二九～二五八頁。

(31) 佐藤幹夫『自閉症裁判 レッサーパンダ帽男の「罪と罰」』（洋泉社・二〇〇五）二八九頁。

(32) 浜井・前掲註（1）、二二三頁。

(33) 佐藤・前掲註（31）、九九頁。